

事
情
明
治
太
平
記
十
編
下

村井靜馬著

八遠14
2504
26-20



14 2504 26-20

村井靜馬編輯
鮮齋永濯畫

官許

明治太平記

全

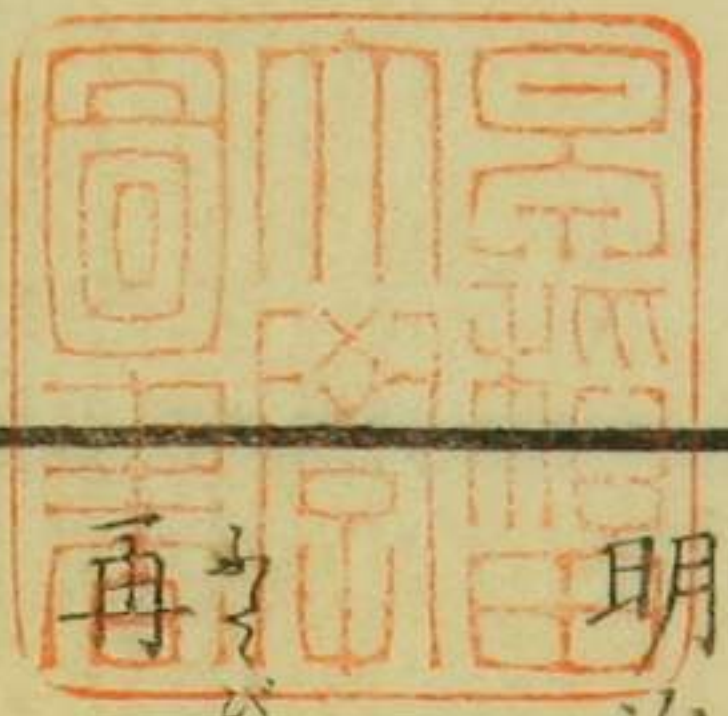
東京書林

延壽堂發兌

明治太平記十編卷之二

東京

村井靜馬著



再說支那國之頻り小軍備を整へ今少毛兵端を
開くべきの勢ひを示し又かの總理衙門ふ於る
數度應接し及ぶ雖も鶴と鷺ともつらざるや
ある因循姑息の論を倣し兔と角時日延延さ
まの渠に一策ありとの言又の詮術ありしか
徒らふ日と延まら其情實に我が使節ふを探り

明治太平記十編

知るべきやうもるく固より大久保大臣より至急の
 事と決まるとの勅命に蒙らるれど和親を破り
 る兵と交へ勝敗と決まるへ止と得ざるの時より
 盡さる事ありべ戦ふべしと屈服さまらる後
 大要とせし所也徐るに渠が勢ひを察し一條
 理と正しし討論ありしに九月も過て十月もあれ
 といふと和戦の決議に至らむ是より於て大久保
 公卿も大いに憤懣の色を露はし既し同月九日ふ

則ち帰朝あまべき旨を支那の政府に言出たて
 北京と立去りつ又あま所あらんとせしと昨午
 總理衙門より何のそし氣は使者を送り来る十
 五日と期しし必だ決答し及ぶべしれバ姑く猶豫
 ありしに然るに十五日ふ至りてもいふと評議
 一定せしと再び五日の日延と乞へり因つて大久
 保大臣のいふに憤怒し堪むと雖も又あまはるも
 辭むよりなく尚逗留し及ぶれり余は支那の

政府よる既に前も言ふ如く内慮の和議を決
 せられども俚俗の負ひたる左の償金
 出さず其を耻辱と思ふ所よりいさぐ決答に至り
 く因て全國の布告してよく武備を嚴めせし
 就中天津の地多北京と去る支凡四十里頗る繁
 花の港より人口九十三萬あり實は帝都の咽喉
 多れば此川口は砲臺を設け且西洋の教師を雇ひ
 専ら兵隊を訓練し又洋子江と唱へたる長さ

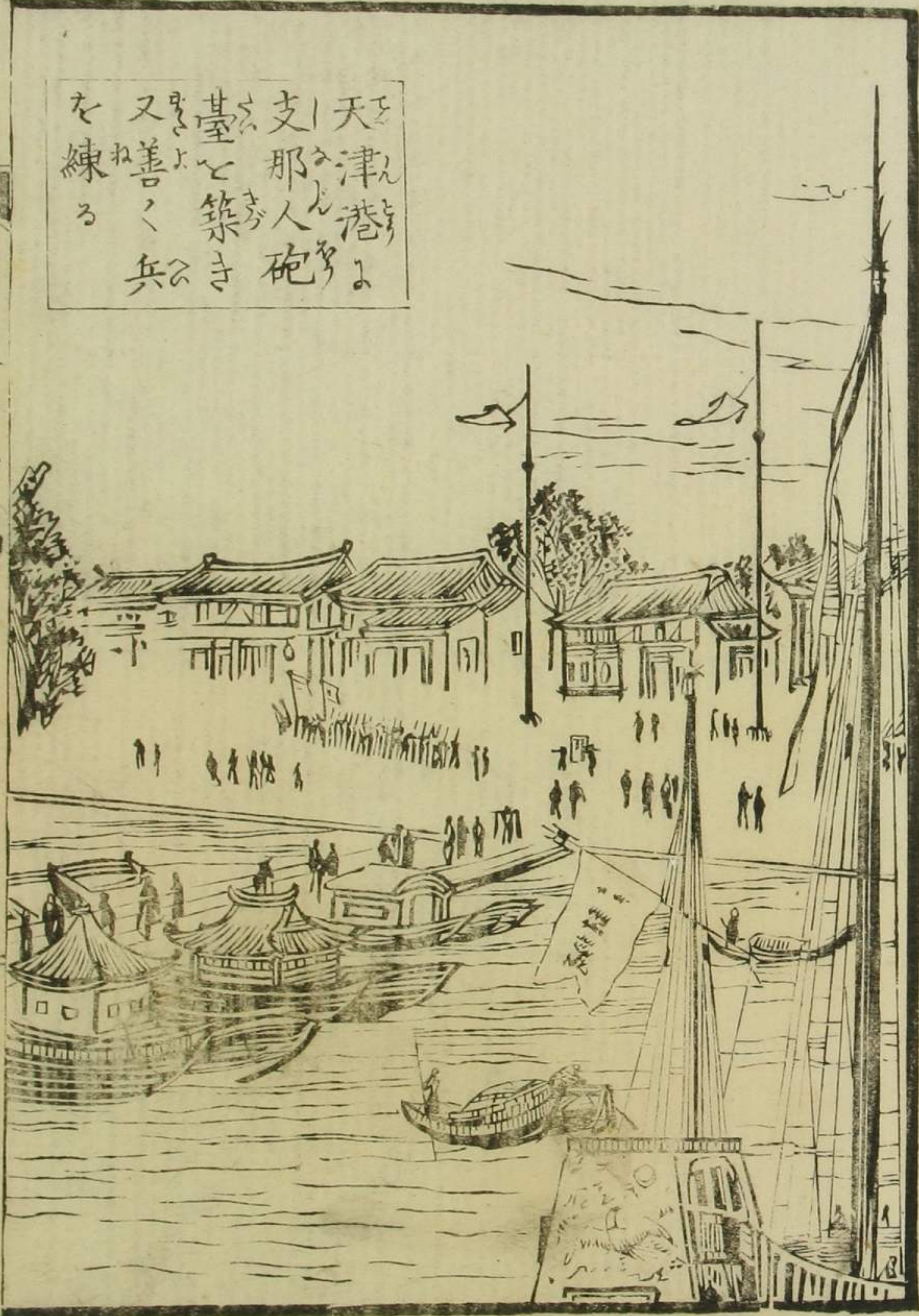
千里もありとの大川の兩岸も新なる臺場
 築立その他從來設け在りしをあつく修理を加え
 たり又上海の製造局も頻りに武器を造り立練
 兵場も兵を集め茲も大に訓練あり殊更
 近頃勇人と募り以て一個の強隊と立んと諸縣
 令を下せし乍ち召し應む者一千人及べり
 斯の如くふせし程は當今支那にて用ひべき總兵凡
 七十萬尚その上は豫防として四百餘の國毎に或は二千

乃至五千と別よ人数を備へ置けり儲その七十万人のうちに最も器量の勝と一者を急ぎ北京よ召集めて軍務の事を議せしむるに開が中ふ雲南の提督馬如龍と喚むるに先年長髮賊の乱を起せし時よ臨み大いふ各所よ戦ひて武功を屢奏せしむる群賊渠が名を聞けり戦を遂しと服せしむ斯の如くの豪傑も有り又一人の壯士出て我よ数万の兵を借さば直ちふ臺灣より渡り日本の驍兵等を速

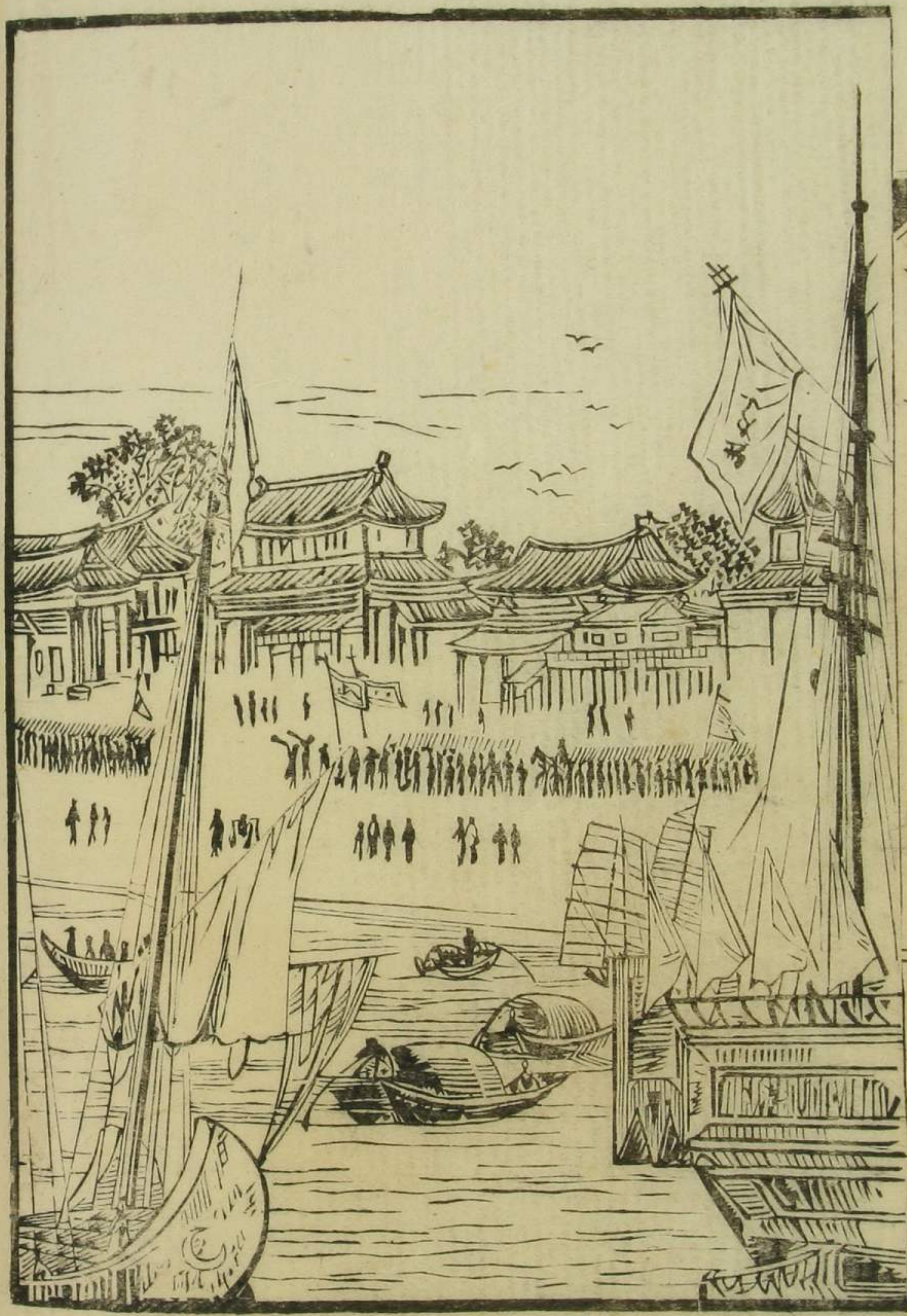
くふ退治せんと勇氣よ誇る者も有り中ふ最も笑ふべきに伸鉄とりて砲臺を造らば敵の彈丸霰の如く降来る夏向はほとと臺場を破る夏はゆくと建言あやむ族も有り然れども衙門もくへ和戦の二字の決せざるや人只徒らふ是等の評議は時日を費すつとあれば譯と知らざる庶民は須臾も心と安んせむ殊よ江南と言へる地の竹盡く実を結び一兵亂の起る人き必む凶兆あるべしと

天津港
支那人砲
臺を築き
又善く兵
を練る

月台大平已十編



明河大平詩十終



腐儒者等、浮説を唱へく大い愚民を惑へせし
 べ、おのく甚と驚怖し、尙も件の前兆の如く日
 本の兵襲来し、修羅の街とあると、先年長
 髮賊のたぬふ乱妨せし如く、又苦しむと
 見る事々と或は悲し或は泣く家財を片付け
 老幼を助け、遠く邊境へ走るも、われは夫等の
 準備をまゐるも、又或は政府よく和議の談判
 せしむれば、や氣遣ふべき、更もふし、店を閉ける

類ひをわれと寄るも、さるるも推量の説と立之の
 更、あまは旦は安堵あり、るも夕べ、あゝ又騒ぎ立る
 是が為、測らざる物と費を、更多う夫が中、あも
 生學者等、この這回臺灣の事件、ふ付る種々、さるる
 あり論説と設け、専ら日本の所為と貶し、只自國
 との、尊大い言ひ、ある者ありと、雖もその言と
 行ひと、齟齬ある、更も、尠なく、既、支那の兵
 部局の用達と做せる者、政府の命と蒙り、或る

外國の商家に至り「スナイドル」といふ鉄砲の弾丸
 買んと求めし其家より所持せしと言ふ然るも
 并處の店先も並べ立ちし弾と見るも我が望めし
 「スナイドル」の弾も齊しき物なるを是れ奈何と
 指さし問へば商家の手代が答ふるや何さる外観
 は善く似たれど此弾も「スナイドル」の筒も適合せ
 と言らるる彼用達へ返して好し其弾へ我が政府
 の望む所の如く見申れば筒も合ふと合はざるは我が

銃は適せむ
 と所まぐら
 支那の用達
 洋店も弾丸
 を乞ふ



問ふ所^{しん}より^{しん}むと^むと^と件^{けん}の^の弾^{だん}と^と買^{かひ}取^とら^られ^れ全^{ぜん}く^く
政^{せい}府^ふも^も軍^{ぐん}務^むも^も心^{しん}を^を用^{もち}ひ^ひぎ^ぎる^る也^也用^{もち}達^{たつ}の^の如^{ごと}き^き者^{もの}も^も
斯^{かく}る^る所^{ところ}為^なる^る及^{およ}ぶ^ぶる^るも^も然^{しか}れ^れど^ども^も四^よ百^{ひゃく}餘^よ州^{しゅう}の^の大^{たい}國^{こく}
も^もる^る也^也小^{せう}愚^ぐ人^{にん}を^をろ^ろの^の在^ある^るも^も何^{なに}れ^れト^ト殊^{こと}も^も
七^{しち}十^{じゅう}有^{ゆう}餘^よ万^{まん}の^の兵^{へい}士^しと^と備^{そま}へ^へ一^{ひと}支^しも^もと^と備^び兵^{へい}端^{たん}張^{ちやう}開^{かい}
く^くふ^ふ於^おて^て輒^{しか}く^く鎮^{ちん}静^{せい}ま^まき^きふ^ふ何^{なに}れ^れと^と眉^{まゆ}と^と鬚^す鼻^びも^も
者^{もの}多^{おほ}く^く介^かへ^へま^まさ^さ本^{ほん}邦^{かう}も^も何^{なに}れ^れト^ト這^こ回^{かい}大^{たい}久^{きう}保^{ほう}大^{たい}臣^{しん}と^と支^し那^な
も^も差^さ遣^{せん}へ^へま^まも^も固^こより^り事^{こと}と^と穩^{あん}く^くふ^ふ一^{ひと}て^て和^わ議^ぎと^と全^{ぜん}ふ

せんと言^いふ^ふ御^ご旨^し趣^すも^も何^{なに}れ^れト^ト雖^{いえ}も^も已^おと^と得^えざる^るも^も及^{およ}び^び
る^る臨^{りん}機^きの^の衰^{へん}も^も應^{おう}ず^るの^の備^{そま}も^も一^{ひと}と^と愜^くひ^ひぎ^ぎ一^{ひと}尚^{なほ}
使^し臣^{しん}より^り報^{ほう}知^ちふ^ふる^るも^も布^ふ告^こも^も支^しり^りま^まと^と政^{せい}府^ふ
より^り一^{ひと}と^と全^{ぜん}國^{こく}へ^へ告^こ諭^ゆも^も及^{およ}ぶ^ぶれ^れも^も一^{ひと}と^と素^そより^り倭^わ
魂^{たま}ひ^ひり^りる^る御^ご國^{こく}人^{にん}の^の支^しも^も誰^{たれ}も^も憤^{ふん}激^{げき}せ^せざる^るべ^べき^き今^{いま}
も^も開^{かい}兵^{へい}と言^いふ^ふも^も何^{なに}れ^れト^ト海^{かい}陸^{りく}軍^{ぐん}の^のう^うち^ちも^も加^かり^り争^いひ^ひせ^せ
皇^{こう}恩^{おん}の^の萬^{まん}分^{ぶん}の^の一^{ひと}と^とも^も此^{こゝ}時^{とき}も^も報^{ほう}ぜん^{ぜん}と^と志^し操^{そう}ある^る
壯^{さう}士^し等^らも^も我^{われ}後^ごれ^れト^ト從^{じゆう}軍^{ぐん}と^と請^{こゝろ}出^だる^る者^{もの}駭^{おそ}く^く中^{ちゆう}の^のも

薩州の舊藩士凡一萬八千人をうり一切の入料自費及び
の軍み従ちん支と願へを旧土州藩七千人旧廣島
藩千八百人旧彦根藩八百三十四人旧古河藩百八十
五人旧川越旧高崎の両藩合せく百廿九人旧飯田藩
百四十九人旧宇都宮藩五百人其他金澤大聖寺明石
林田郡山庄内館林等の旧藩士且つ学校の教員へ
さうさう僧侶平民に至るまで国の為よ一命と鴻
毛の輕きふ比一名ふり入支那の大軍とも物の数とも

思をばしと這回軍に加はんと乞出る者數万に及べ
り又軍資とくと献金と願へる者若干あり中ふ毛
桂靜寛院の両宮へ御賄料の内を以て金千圓と献
らんとし華族は於ては箱葉正邦直ちふ一千圓張
献ト別は家禄の内張以て一ヶ年二千圓ツ事落着よ
及ぶまで毎歲献納るまでしと願を且又開拓の長官
黒田清隆へ開拓の入費を減トて十萬圓を納り外は自分
の月給の内四分の三を毎月納めて軍資の足しと做し

たらの旨委情と具し書み記しし稟し出られし
同ト開拓官員の松本十郎外十三名も皆俸給の内
を殺し献納しし趣き依俱し出願せしと又
大分縣の商客とて廣瀬貞藏とてする者へ家事の
入費と省畧し且つ商賣の利徳と以て軍資の端と補
ふんと願ひ青森縣の賈人野村三郎へ元祖より所持
せる天保度の古二朱金二百兩を取出しし軍資金と
懇願せり斯の如く小有志の族或は兵士ふ加らん

請ひ又と軍資と出さんと願ふもの尚此他も許多
在らんが別て殊勝ふ聞ゆるに當時神奈川縣裁判
所は雇ひ置る佛蘭西人より名を「エツロール」と喚
ぶる人より献金の願ひらう則ち願書の大意を言
つて這回支那征伐のため出兵の準備在らせらるの
風説最も廣大なとべ入費も又多分多し尤も
御國の庶民より献金もあるべきが臣は外國出生と
言へども又し皇國の恩澤を受し依聊報ひ奉



佛人軍資
金と献納
為んと書
を裁判局
に出す

らんと毎月臣ふ賜る所の月給の内よりして瑣少
 ろく五十年の献納したる趣き依政府へ願ひ
 出たりとぞ此頃より華族方より會館と設けらる
 時々此館は集會の場たる國家の大事件を
 望し見るべき支度より後臺灣征討の始より至
 今支那政府の應答の次第具さふ示しあらば我
 輩かのく今も應ずる力を致しと渥恩の万分の
 一を報たる意志の趣き依上書しと請られ

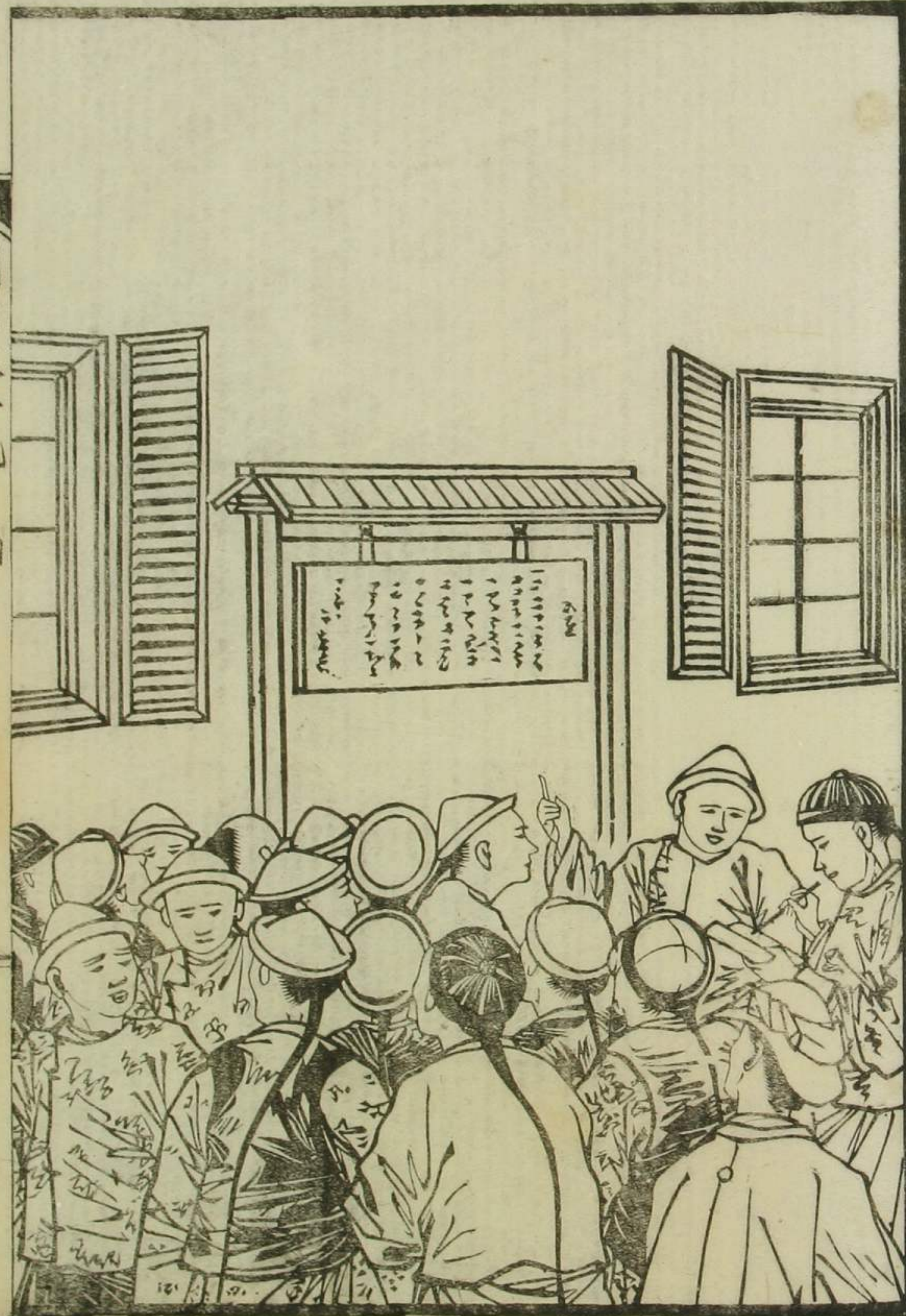
明治大正言一

たり然るも大坂府の知事渡邊昇あの上書あり
 一紙所て華族方の志一と感し書と會館必送り
 曰く方今士民同權の際よかいと獨り華族の
 稱よのり士民の上小位するものハ蓋し其祖先
 國家よ功勞ありと以て永く國家と休戚を共せん
 との聖慮みゆると知るは然るも今海外測らざるの
 難を醸し一旦兵端を開る實よ皇國の安危小関
 を豈ふ華族力と致すの秋みらるるや兵の最も

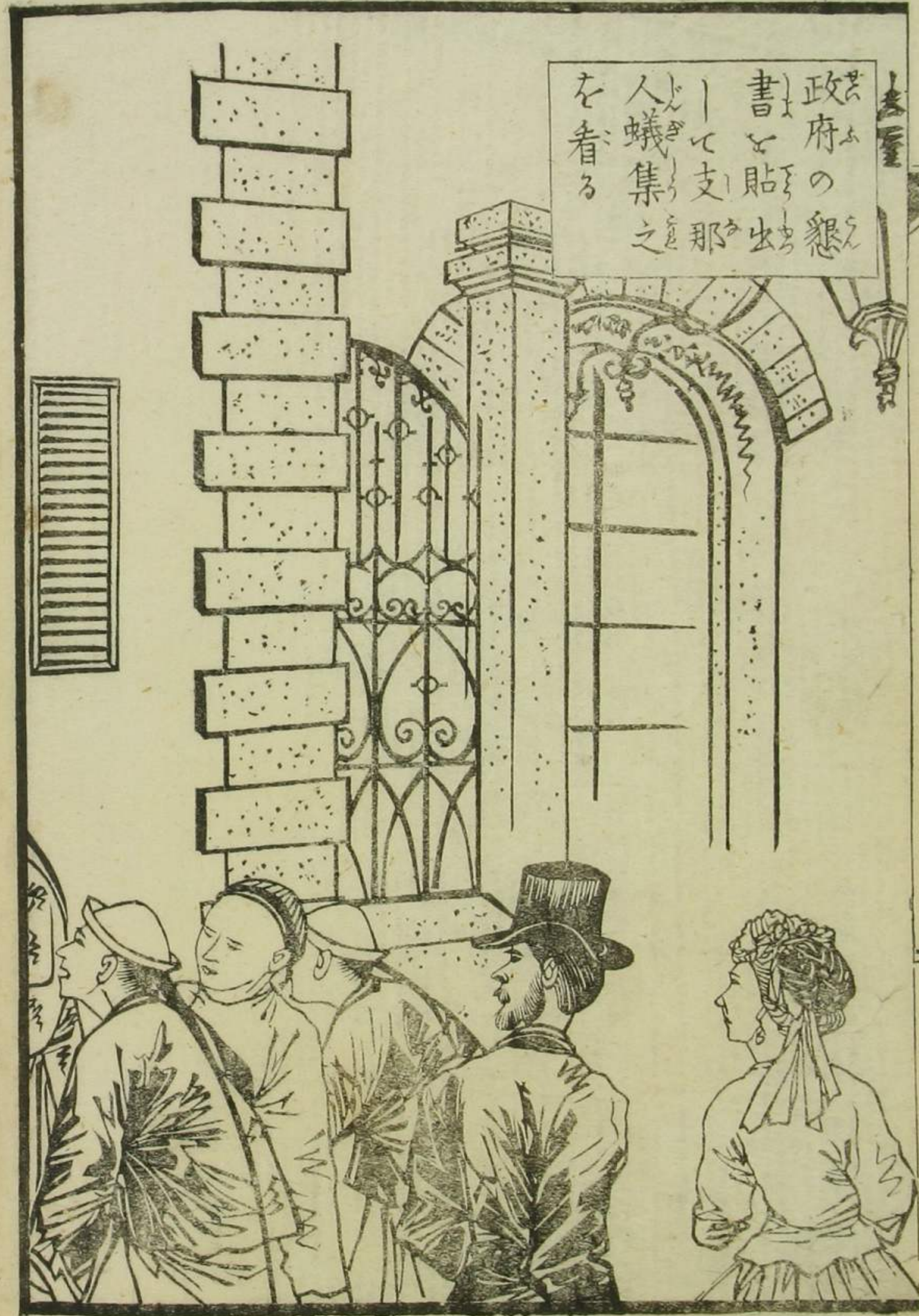
要とまら 所る財用より今官庫限りらるの財
 を以て軍資も充るも恐らく其終を全ふざるは
 保らば近頃聞く諸公錢路を青森よ開くの議あり
 其計算家禄十分の一即ち一歳九十餘万円と用ふ
 べしと夫錢路ハ洪益と雖も今日の急務よりらるは
 希はくも之と移して軍資の一端と助け家禄の五分
 と出さる四百五十万円と得べしとを以て今日の
 軍資も充て戦勝も及んごの政府より彼の償金を

以て速く之と返入るの道は是諸公に於て曾
て大に損ある所は万一事の危急に至らば覆巢
の下に完卵あり華族豈に獨り其禄を保つを得ん
ど最懇ろに言送りて華族等猛可に會合して種々
評議とて凝らさるる時方り政府も最も
寛仁の御處分あり其故と奈何といふ當時横濱其
外の開港場は居宅を設けて在留する支那人等が
這回兩國の和議破れ尙鬪争及びあはれ奈何あり

憂目みゆをんうと甚だ苦慮する趣き俄朝廷惘然
と思し召され則ち之と諭さるるや往年臺灣の況
民等我が日本の人民數十名を殺戮掠奪せし
るを以て己よ其罪を問ひ我が人民を再び其
害を遭ふ支あうるめんが為ふ其處令とみせり時
不清國の政府異議あり我が政府より官負を
派し以て談判せしむ未だ決せざるあり聞く汝は
清國人等兩國の交和保ちがたしと急ぶ一旦戦の



用言平巴一編



政府の懇
書と貼出
して支那
人蟻集之
を看る

明治十年一月

端と開くふ及び其身に乍ち捕縛せられ其財物も
没收せしむると過慮を度百端も身と措所と
知らざるより果して聞が如くんハ實に憫むべき者
あり假令己と得ざるふ出さる兵端と開くふ及ぶと
雖も汝寄留の清國人等何の咎らる苟もその
間諜探偵戦事不関ト我國の妨害となる者
らざれば之と捕縛一之と剝奪する等の度ハ我大
日本政府の為ざる所あり汝宜しく此意を體し將來

我政府の法令に遵ひ安堵し其業を営み決
て動搖するありと書記して之を示されし是に於て
居留の支那人初め之心を安んじし歡ぶ度限りなく
横濱に在る族中華會館と唱へる渠等が集會
所の門口に件の告諭の趣きを貼出し示せし
寄留の支那人走集りて先を争ひ讀むものあり筆
を出し寫しをり或ハ上海香港に往く郵便を
とふ遽に托して古郷の親戚朋友に告る輩も多し

是より先朝議らる兵と支那に向んる尚然る
 へき軍艦の數艘をくく一と愜ひがさ一と既小頃日外國
 より二艘の蒸氣船を購へるとたり其一艘を「モリエル」
 と号し價拾一万七千兩許り又一艘を「コンタイ」号
 し價拾一万六千八百兩許りとを則ち「モリエル」を
 瓊浦丸と改め「エンタイ」を豊島丸と名づけ俱小
 横濱に繋ぎ置き又英國へ注文せしむ一鑄造
 の軍艦を近き小成功を不付る何との名を

鑄割んと彼の國より問しる則ち高千穂丸と
 言ふ名を派選びつ送らるとたり斯くの如く小船を
 整ひ儲まり陸軍海軍に於ても兵隊練り武器
 派作りと専ら準備不及び一所支那の談判決
 議不至らる渠よりい免小角と時日と遷延さるるうち
 頻り小軍備を整へる卒と言ひ一戦小も及ぶべき
 の勢ひありと追々注進ありし敵小夫等の備
 へつらひ我もと焦る在るべきありと先隊の將士

等軍艦に乗じて先づ長崎まで出て出づるべく手
切とあると言ふ支那の一左右の次第直ち彼
地を攻蒐らんとおのく、決死の勢ひ成るゝ東京成
るん進發せり實や國の強弱の大小より兵の
利鈍の衆寡より和と不和と鍊と不鍊と
只此ニツ小なりと雖も國の大小を以て言へば渠を
四百餘州なりて我の七十餘州なり兵の多少を論
むれば渠を七十餘万より我兵ハ尚數萬小過

む衆寡の差ひ斯の如き派將士等一和協力
此強敵に當らんとする勇肝最も感むべし徳本邦の
人民の事不關係なりたるも拘らざるもわいあん
と苦慮痛心となり程なれば別々支那國に滞
在あり大久保柳原の両公いさゝあり其他隨從の
諸官負の心中介とせと察しらるるとど両公も尚
泰然と一々屈する色なく種々應對ふ及び未
既十月十五日返答し及ぶべき派尚より五日の



月台大平巴十編下



海陸軍の兵士等大艦に乗じて長崎に至る

日本海軍の兵士

日延り候々約定の日に至れば最早須臾も猶豫
せどと其日大久保大臣より總理衙門に出頭あり
此時までも渠よりいひまじり償金の語を發せざれば我
大臣も償金などの卑劣ある事と言ふは專ら
條理を立立て手詰の議論及び是非此日
と過さばして其決答を聴んとあるを今支那の
大臣も遁る辭やなくらん然らば貴國の軍費と
我に於て償ふべければ臺灣に於ける兵士等と速

うふ退けらるると餘義なく此語を發すると大久
保公も聴き貴國償金を出さんとある我は兵
を退けません夫も付て決議及び一約書を
互ひに取交し後日の異論をうると言へども
渠は諾さば君も日本皇帝の大臣我も則ち支那
皇帝の大臣としてあるものと既し總理衙門に於て
両大臣が相對し是等の約を結べると尙之として
信ぜざんべ又何のとう信ぜざん約書及び夏

久と辭ひ返聽く返りて開の稟さるる度なり
兩國の間ふ於る倦る重大の事件あるを倘後來の
證と考る約書多終よ至りて何と以てり結局とせんと
辭を尽し理を押しさめく論談ありうと約書ふ
おつきの奈何しても虫一匹きの趣き返答ふ及び
久大久保公あも今いんや是迄ありと意と決しそいふく
然る上この事則ち爰ふ決せり臺灣生蕃の地は於て
我が大政府の目的と貫き蕃民と教化し土地を開き

以て將來航空の安寧と保護するの方法と建べ
と断然と言放ち席を立んとする程ふ此時支那の
大臣も憤りの色面は顯るは乍ち声を掉立と待
とよ我まの一言と發せん臺灣の地は悉く我が大清
の所有ありと爰ふ至りて双方の談判遂ふ手切
及べ大久保公のさし措び直ちふ旅館ふ立飯り
急ぎ帰朝の準備を整へ此月廿六日ふ至り明日此地
を發足するより總理衙門ふ通達せり倦る浮沈の

時^{とき}に至^{いた}り其^{その}頃^{ころ}北^{きた}京^{きやう}在^あ留^るの英^{えい}國^{こく}の公^{こう}使^しよりソ^ソルウ
エ^エー^ード^ドと言^いへる人^{ひと}大^{だい}久^く保^ほ公^{こう}の旅^{りょ}館^{かん}より来^きりて更^{さら}み懇^{こん}談^{だん}
み及^{およ}べる更^{さら}り其^{その}趣^{おもむ}き紙^{かみ}綴^つらんとするみ毎^{まい}卷^{まき}紙^{かみ}頁^{ぺい}
の定^{てい}額^{がく}よりるまや記^きま^まさの餘^よ紙^しよりるねが开^ひはま^ま
次^{つぎ}の編^{へん}を見^みて知^しるべし

明治太平記十編卷之二終
版權免許明治九年二月十四日

第^{だい}六^{ろく}大^{だい}區^く八^{はち}小^{せう}區^く
本^{ほん}所^{しよ}外^{がい}手^て町^{ちやう}十^{じゆ}八^{はち}番^{ばん}地^ち

著^{しやく}者^{しゃ} 村^{むら}井^い静^{しやう}馬^ば

第^{だい}壹^{いつ}大^{だい}區^く六^{ろく}小^{せう}區^く
日^{にっ}本^{ぽん}橋^{はし}通^{とう}二^に丁^{てい}目^め四^し番^{ばん}地^ち

東^{とう}京^{きやう}
書^{しよ}肆^し

版^{はん}主^{しゆ} 小^{せう}林^{りん}鉄^{てつ}次^じ郎^{らう}藏^{ざう}

明治太平記

